3　新たに追加された過疎地域の要件に係る財政力指数並びに人口減少率、高齢者比率及び若年者比率の算定方法を定めることとした。（第三条関係）

4　市町村の廃置分合等があった場合における新たに追加された過疎地域の要件に係る財政力指数の算定基準となる基準財政収入額及び基準財政需要額並びに人口の算定方法を定めることとした。（第四条関係）

5　法第一二条第一項第二三号の政令で定める施設として次に掲げる施設を追加することとした。（第六条第六項第一号及び第二号関係）

(一)　集落と集落又は公共施設とを結ぶ市町村が管理する都道府県道（融雪施設その他の道路の附属物を含む。次号において同じ。）

(二)　産業の振興に資する施設と集落又は公共施設とを結ぶ市町村が管理する都道府県道

6　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一三六号）（内閣府本府）

1　産業の振興

(一)　情報通信産業特別地区における事業認定の要件等

情報通信産業特別地区における事業認定の要件について、常時使用する従業員の数が五人以上であることその他所要の規定の整備を行うこととした。（第九条～第一一条関係）

(二)　国際物流拠点産業集積地域における事業認定の要件等

国際物流拠点産業集積地域における特別事業認定の要件について、常時使用する従業員の数が一五人以上であることその他所要の規定の整備を行うこととした。（第一四条～第二四条関係）

(三)　経済金融活性化特別地区の要件等

(1)　経済金融活性化特別地区の要件

経済金融活性化特別地区の要件について、労働力の確保が容易であること、輸送施設及び高度な情報通信基盤が整備されていること、沖縄における経済金融の活性化に資する産業の集積を図るために必要な土地の確保が容易であること、経済的社会的条件からみて、経済金融活性化特別地区の指定により産業の集積を促進することが沖縄の均衡ある発展に資すると認められることとした。（第二五条関係）

(2)　経済金融活性化特別地区における事業認定の要件

経済金融活性化特別地区における事業認定の要件について、常時使用する従業員の数が五人以上であること、事業計画が適切であると認められること、業務の運営が適正に行われることが確実と認められること、役員のうちに所要の規定に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者がいないこと、当該法人が合併により設立された法人である場合その他の所要の場合に該当するときにおいて、その設立の後、一〇年から所要の期間を減じた期間を経過していないこと、経済金融活性化特別地区の区域内においては、主として認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を営むものであること、経済金融活性化特別地区の区域の就業人口の増加に寄与することが見込まれるものとして所要の要件に該当するものであること、認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業以外の事業を主たる事業として営まないものであること、その事業を実施する企業の立地を促進する必要性が乏しいものとして所要の事業を行わないものであることその他所要の規定の整備を行うこととした。（第二六条及び第二七条関係）

2　雑則等

主務大臣等について所要の規定の整備を行うこととした。（第三七条関係）

3　施行期日

この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇所得税法施行令等の一部を改正する政令（政令第一三七号）（財務省）

一　所得税法施行令の一部改正関係

1　発行法人から与えられた株式を取得する権利の譲渡による収入金額について、その発行法人に対する譲渡による所得が給与所得等となる株式を取得する権利の細目及びその発行法人に対する当該権利の譲渡による所得が給与所得等となる者の範囲を定めることとした。（所得税法施行令第八八条の二関係）

2　資産の移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入の対象となるやむを得ない事由の範囲に、マンション敷地売却事業による借家権等の消滅を加えることとした。（所得税法施行令第九三条関係）

3　有価証券の評価額の計算の基礎となる取得価額について、当該取得価額を零とする有価証券の範囲に、発行法人に対し新たな払込み又は給付を要しないで取得した当該発行法人の新投資口予約権で一定のものを加えること等とした。（所得税法施行令第一〇九条関係）

4　譲渡損失の他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができない生活に通常必要でない資産の範囲に、主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産を加えることとした。（所得税法施行令第一七八条関係）

5　雑損控除の対象となる資産の損失の金額について、その資産が家屋等の使用又は期間の経過により減価するものである場合には、当該損失の生じた日にその資産の譲渡があったものとみなして譲渡所得の金額の計算をしたときにその資産の取得費とされる金額に相当する金額を基礎として計算することができることとした。（所得税法施行令第二〇六条関係）

6　生命保険料控除の対象となる生命共済契約等の範囲に、中小企業等協同組合法第九条の九第一項第三号に掲げる事業を行う協同組合連合会を加えることとした。（所得税法施行令第二一〇条関係）

7　地震保険料控除の対象となる共済に係る契約の範囲に、火災共済協同組合の締結した火災共済に係る契約に代えて、火災等共済組合の締結した火災共済に係る契約を加えることとした。（所得税法施行令第二一四条関係）

8　寄附金控除の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に、博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置及び管理の業務を主たる目的とする地方独立行政法人並びに幼保連携型認定こども園の設置を主たる目的とする学校法人を加えることとした。（所得税法施行令第二一七条関係）

9　その信託財産とするために支出した金銭が特定寄附金とみなされる認定特定公益信託について、その認定の対象に幼保連携型認定こども園における教育及び保育に対する助成を目的とするものを加えることとした。（所得税法施行令第二一七条の二関係）

10　二以上の居住者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者をいずれの居住者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当するかの判定の基礎となる申告書等の範囲に、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を加えることとした。（所得税法施行令第二一八条関係）

11　国家公務員共済組合法等に規定する退職年金等について、源泉徴収の際にその退職年金等の金額から控除する金額の計算方法の細目を定めることとした。（所得税法施行令第三一九条の六関係）

12　特定株式投資信託の要件について、その受託者は重大な約款の変更等に反対した受益者からの請求により買い取った受益権の一部解約を請求することができることとした。（所得税法施行令第三三六条関係）

13　株式等の譲渡の対価の受領者が告知すべき事項を記載した帳簿への記載申請書等について、これらの申請書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとした。（所得税法施行令第三四三条及び第三五〇条の四関係）